

避難勧告等に関するガイドラインの改定（予定）について

1 計画見直しの可能性

- 内閣府は、中央防災会議防災対策実行会議のもとに設置された「平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）の報告を基に「避難勧告等に関するガイドライン」の改定を検討している。
- ワーキンググループは、今後の水害・土砂災害からの避難対策への提言の一つに「住民の行動を支援する防災情報を提供」することをあげ、防災情報を 5 段階の警戒レベルにより提供すること等を報告している。
- 本市においては、内閣府の避難勧告等に関するガイドラインの改定内容を受け、市民に対する避難勧告等の発令について見直しを検討する必要がある。

2 修正該当事項（想定）

避難勧告等の区分及び発令基準

【修正該当箇所】

編	章	節	項目	該当箇所	頁(平成 30 年度)
風水害等	2 公助	4	2	避難勧告等の実施	48

3 今後のスケジュール

- 内閣府（防災担当）が示す「避難勧告等に関するガイドライン」の改定時期は未定であるが、市民への周知・啓発を考慮した対応が必要となる。
- 本市地域防災計画の見直しが必要となった場合、修正内容に応じ、防災会議の開催又は会長専決により、該当箇所の修正を行う。

4 参考資料

資料 1-7（別紙）平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ「平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」抜粋資料